平成２４年（再イ）第１６９号
東京都大田区南六郷３―13―６―401
再生債務者　福島　和樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第２５９号
東京都豊島区南長崎６―36―11
再生債務者　石田　裕璽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第８４号
新潟市西区坂井砂山２丁目17番16号
再生債務者　目黒　敬介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第２２４号
大阪府摂津市香露園10番６号、居所東京都大田区蒲田４丁目25―５プラウドフラット鎌田Ⅱ813号
再生債務者　奥村　一之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６０号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番２―901号
再生債務者　伊勢　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第８号
北海道旭川市末広６条３丁目１番26号
再生債務者　佐藤　真理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１００１２号
埼玉県ふじみ野市大井中央１―６―22
再生債務者　梶原　　惠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４号
新潟県糸魚川市横町５丁目１番67号
再生債務者　杉本　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（再イ）第６９号
愛知県あま市七宝町川部三屋敷18番地４
再生債務者　髙中由紀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２１号
大阪府阪南市自然田744番地の２
再生債務者　松山　克彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１２４号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘１丁目１番地11
タナカハイツ305号
再生債務者　加藤　英一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１６３号
札幌市白石区菊水元町１条２丁目２番20―201号
再生債務者　小林　孝弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１７５号
札幌市東区北37条東18丁目２番37―203号
再生債務者　坂本　剛志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11960番地10
再生債務者　上島　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（再イ）第３２号
兵庫県尼崎市高田町２番61号
再生債務者　浅海　克章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日　神戸地方裁判所尼崎支部

公示送達

三好誠三氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成24年９月６日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成24年綱第152号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 24 年９月６日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　武田　昇二
職務上の氏名　岩井　昇二
登録番号　11522
事 務 所　東京都港区海岸１－６－１イトーピア浜離宮322
岩井法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成24年８月８日

平成 24 年８月 20 日　　日本弁護士連合会